

# 令和3年度介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業実施要綱

## 1 事業の概要

### (1) 目的

厚生労働省が定める「介護サービス事業（施設サービス分）における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、介護保険施設自らが生産性の向上に取り組むに当たり、職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者に当該業務を委託するための費用を補助することにより、業務改善の効果的な取組みを通じて生産性の向上を推進する。

### (2) 対象施設

介護保険施設（介護療養型医療施設は除く。）

### (3) 対象となる事業内容

職場環境の改善等に係る支援について知識・経験を有する第三者（以下「業務改善支援事業者」とする。）の支援を受けて行う、介護保険施設における業務上の課題抽出作業から改善方針の検討、改善活動の評価といった一連の取組み

### (4) 補助対象経費及び補助基準額等

補助対象経費	職場環境の改善等に係る知識、経験を有する第三者から業務改善の取組みの支援を受けるための費用（コンサルティング経費） ※ 消費税は除く
補助基準額	1施設当たりの補助対象経費の額の1/2と補助上限額（上限30万円）を比較していずれか低い額

## 2 事業実施の流れ

### (1) 業務改善支援事業者の選定

職場環境の改善等に関する知識・経験を有する第三者を選定の上、委託契約を締結して実施

※ 業務改善支援事業者は、事業の実施や個別の契約がなければ、事業を実施する介護保険施設に対して業務改善支援を行う立場になりえない者であること

### (2) 業務改善の実施

業務改善支援事業者の助言・指導の下、以下の手順に従って実施

① 業務改善支援事業者における課題抽出

② 業務改善支援事業者における業務改善に係る助言・指導等

③ 抽出された課題を踏まえた「業務改善計画」の作成

※ 業務改善計画には、「抽出された課題」、「達成すべき目標」、「期待される効果」、「目標達成に向けたプロセス」等を記載すること。

④ 業務改善の実施

⑤ 実施後の「事後評価書の作成」

※ 事後評価書には、量的な効率化につながった事項やサービスや業務の質の向上に繋がった事項等を記載すること。

- (3) 事業実施後の報告  
事業の取組み結果について、別に通知するところにより報告

### 3 申請等の手続き

(1) 事前協議書類の提出

① 提出書類

イ 業務改善支援実施計画書

ロ 直近に行われた施設監査の監査結果通知及び改善報告（写し）

ハ 市町（指定権者）への意見照会書「介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業実施に係る市町の意見について」の写し

ニ 市町（指定権者）からの意見書「介護業務における生産性向上支援（業務改善支援）事業実施に係る意見」（原本）

※ ハ及びニについては、県が指定権者の施設については提出不要。

(2) 審査・補助対象事業者の決定

提出のあった事前協議書類を基に審査を行い、補助対象事業者を決定する。

補助対象事業者は、本実施要綱及び「兵庫県健康福祉部補助金交付要綱」に従って事業を実施すること。

また、補助対象事業者は、別途通知により補助金交付申請手続きを行うこと。

### 4 留意事項

- (1) 補助対象事業者は、横展開をはじめとする県が実施する生産性向上のための取組みに協力すること。

- (2) 補助対象事業者及び支援に当たった業務改善支援事業者の会社名等については、事業実施後に公表する予定であること。

- (3) 業務改善支援事業者の選定の際には、複数の者から見積書を徴収する等、合理的な手段により選定すること。

- (4) 業務改善支援事業者は、「事前評価（課題抽出）」及び「業務改善に係る助言・指導等」、「事後評価」に関する支援について、実地による個別支援を3回以上実施すること。

- (5) 補助対象事業者は、県が指定する期日までに事業を完了し、下記の内容を報告すること。

- ・ 業務改善計画書
- ・ 事後評価書
- ・ 業務改善支援実施報告書

### 5 その他

- (1) 本事業に採択された事業者が、令和3年において介護ロボットやICT機器等の導入費用を補助する「介護業務における労働環境改善支援事業」や「介護保険施設における業務効率化支援事業」を申請している場合は、所要額どおりの補助等、優先して採択する予定である。

(2) 業務改善支援事業者は、補助対象事業者として個別の委託契約先となった介護保険施設に対しては、「介護業務における労働環境改善支援事業」及び「介護保険施設における業務効率化支援事業」における補助対象機器等の購入先となることはできない。

(3) これまでに本事業により補助を受けた事業者は補助の対象外とする。

## 6 問合せ先

兵庫県健康福祉部少子高齢局 高齢政策課 介護基盤整備班（担当：大島）  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
電話：078-341-7711（内線2974）